八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業募集要項等の公表

八幡平市（以下「市」という。）は、公募型プロポーザル方式（随意契約）により、八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集及び選定を行うため、次のとおり募集要項等を公表する。

平成 20 年 3 月 10 日

八幡平市長　　田村　正彦

1　事業名

八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業

2　事業実施場所

岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地ほか 2 箇所

3　事業の概要

八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業募集要項等（以下「募集要項等」という。）に記載のとおり

事業期間：平成 20 年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4　応募者の備えるべき参加資格要件

募集要項等に記載のとおり

5　応募受付の場所及び日時

（1）応募受付の場所

八幡平市清掃センター（岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地）

（2）応募受付の日時

2 段階審査によって優先交渉権者を選定する。

・資格審査申請書等の受付：平成 20 年 3 月 10 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

・提案審査関係書類の受付：平成 20 年 3 月 10 日（月）から平成 20 年 5 月 9 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

6　募集要項等の配布の場所及び日時

（1）配布の場所

八幡平市清掃センター（岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地）

（2）配布の日時

平成 20 年 3 月 10 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

なお、市ホームページからもダウンロードすることができる。

7　事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、契約は随意契約とする。

8　優先交渉権者の選定基準について

優先交渉権者の選定基準は、審査基準による。

9　契約保証金に関する事項

契約保証金は、平成 20 年度においては、別添内訳書における平成 20 年度事業費の 100 分の 5 以上の金額とし、事業契約締結時に徴収する。

平成 21 年度以降は、契約金額（平成 20 年度事業費を除く）を 10 で除した額の 100 分の 5 以上の金額を各年度の 4 月に徴収する。

１０　応募の失格について

参加資格のない者が行った応募、提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った応募、その他公募に関する条件に違反した応募は、失格とする。

１１　その他応募に必要な事項

募集要項等に記載のとおり

八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業

募集要項

平成 20 年 3 月

八幡平市

目　次

1 募集要項等の定義 1
2 事業概要 2
（1） 事業名 2
（2） 本事業の対象となる公共施設等の種類 2
（3） 公共施設等の管理者 3
（4） 事業目的 3
（5） 事業期間等 3
（6） 関係法令等の遵守 3
（7） 業務範囲 4
3 事業者選定の手続 7
（1） 契約締結までの流れ 7
（2） 契約締結までのスケジュール 8
4 応募者の参加資格要件等 8
（1） 応募者の構成 8
（2） 応募者の参加資格要件等 9
（3） 資格確認基準日等 10
5 募集要項等の配布 10
（1） 配布期間 10
（2） 配布時間 10
（3） 配布場所 10
6 募集要項等に関する質疑 10
（1） 質疑受付期間 10
（2） 質疑提出方法 10
（3） 質問に対する回答 10
7 資格審査 11
（1） 資格審査関係書類 11
（2） 資格審査申請書等の提出方法 11
（3） 資格審査の実施及び確認結果通知 11
（4） その他 12
8 提案審査 12
（1） 提案審査関係書類 12
（2） 提案審査関係書類の提出方法 12
（3） 提案書類作成要領 12
（4） その他 12
9 事業者選定手続き 12

（１） 選定委員会の設置 12
（２） 提案審査 13
（３） ヒアリングの実施**等** 13
（４） 優先交渉権者の決定及び公表 13
（５） 事業契約の締結等 13
１０ 応募資格が認められなかった者に対する理由の説明 13
（１） 資格審査結果の理由の説明請求 13
（２） 説明請求の期日等 14
（３） 説明請求に対する回答 14
１１ 情報提供 14
（１） 本件施設の視察 14
（２） 参考資料の配布及び閲覧 14
１２ 応募の無効と辞退 15
（１） 応募の無効 15
（２） 辞退 16
１３ 事業条件 16
（１） 事業計画の提案に関する条件 16
（２） 事業の継続が困難となった場合の措置 18
（３） 市による本事業の実施状況の監視 18
１４ その他 19
（１） 募集要項等の承諾 19
（２） 費用負担 19
（３） 提出書類の取扱い 19
（４） 市が提示する参考資料の取り扱い 19
（５） 使用する言語、計量単位、通貨及び時刻 19
（６） 通知 20
（７） 本事業の担当部局及び問い合わせ先 20

1　募集要項等の定義

八幡平市（以下「市」という。）は、八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本募集要項は、市が本事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

なお、本募集要項に併せて公表する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

別添資料１　要求水準書
別添資料２　基本協定書（案）
別添資料３　事業契約書（案）
別添資料４　様式集
別添資料５　審査基準

2　事業概要

（1）事業名

八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業

（2）本事業の対象となる公共施設等の種類

ア　八幡平市清掃センター

名称	八幡平市清掃センター （以下「清掃センター」という。）
立地場所	岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地
稼動開始	平成 10 年 4 月
施設概要	①敷地面積：19,700 ㎡ ②建物面積：　3,359 ㎡ ③延床面積：　6,238 ㎡
ごみ焼却施設	①規模：50t/8h（25t/8h×2 基） ②処理方式：機械化バッチ燃焼式 ③竣工：平成 10 年 3 月 ④施工企業：三菱重工業㈱
粗大ごみ処理施設	①規模：15t/5h ②竣工：平成 10 年 3 月 ③施工企業：三菱重工業㈱
手選別処理施設	①処理対象物：空きびん類、ペットボトル、トレイ類 ②竣工：平成 10 年 3 月 ③施工企業：三菱重工業㈱
関連施設	適正処理困難物専用焼却炉（スプリング入り粗大ごみ専用焼却炉）、洗車場、古紙類保管庫、門扉・囲障、植栽、構内道路、駐車場

イ　八幡平市栗日影沢最終処分場（既設）

名称	八幡平市栗日影沢最終処分場 （以下「既設最終処分場」という。）
立地場所	岩手県八幡平市松尾第 1 地割 709 番地
埋立開始	昭和 63 年 6 月
施設概要	①竣工：昭和 62 年 11 月 ②敷地面積：22,775㎡ ③埋立面積：10,620㎡ ④埋立容量：56,090㎥ ⑤浸出水処理施設能力：30㎥/日 ⑥浸出水処理施設施工企業：共和化工㈱

ウ　八幡平市一般廃棄物最終処分場（仮称・新設）

名称	八幡平市一般廃棄物最終処分場（仮称） （以下「新設最終処分場」という。）
立地場所（予定）	岩手県八幡平市松尾前森地内、前森山国有林
埋立開始（予定）	平成 24 年 4 月
施設概要（予定）	①竣工：平成 24 年 3 月 ②敷地面積：未定 ③埋立面積：約 5,500㎡ ④埋立容量：約 25,000㎥ ⑤浸出水処理施設能力：約 15㎥/日

※ア～ウの施設を合わせて、以下「本件施設」という。

（3）公共施設等の管理者

八幡平市長　田村　正彦

（4）事業目的

本事業は、事業者として選定された企業若しくは企業グループ（以下「受託者」という。）が、市から搬入される一般廃棄物を八幡平市清掃センター等において適正に処理・処分することを目的とする。

（5）事業期間等

準備引継期間、事業実施期間及び事業期間は、次のとおりとする。

内容	日程
準備引継期間	平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
事業実施期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
事業期間	契約締結から平成 31 年 3 月 31 日まで

（6）関係法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理・処分及び本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとする。

（7）業務範囲

本事業で受託者が行う業務範囲は次のとおりである。詳細については要求水準書にて示す。

施設		業務内容	
共通		運営維持管理業務	・全体組織計画の作成 ・労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備 ・防火管理体制の整備 ・連絡体制の整備 ・施設整備・防犯体制の整備 ・施設見学者等への対応 ・データの保管及び報告書等の作成 ・各種調査票の回答 ・地域経済への配慮 ・本件施設への市職員常駐への配慮
		環境管理業務	・環境の保全、管理
		防災管理業務	・二次災害の防止 ・緊急対応マニュアルの作成 ・自主防災組織の整備 ・防災訓練の実施 ・事故報告書の作成
		その他関連業務	・清掃、植栽管理、除雪、保険
清掃センター	ごみ焼却施設	運転管理業務	・受入管理業務 ・運転管理体制の整備、運転管理計画の作成、運転管理マニュアルの作成、運転管理記録の作成及び報告・提出、計量 ・施設運転管理業務
		維持管理業務	・備品・什器・物品・用役管理 ・点検・検査、補修業務 ・施設の保全、清掃 ・性状分析
	粗大ごみ処理施設	運転管理業務	・受入管理業務 ・運転管理体制の整備、運転管理計画の作成、運転管理マニュアルの作成、運転管理記録の作成及び報告・提出 ・施設運転管理業務
		維持管理業務	・備品・什器・物品・用役管理 ・点検・検査、補修業務 ・施設の保全、清掃
	手選別処理施設	運転管理業務	・受入管理業務 ・運転管理体制の整備、運転管理計画の作成、運転管理マニュアルの作成、運転管理記録の作成及び報告・提出 ・施設運転管理業務
		維持管理業務	・備品・什器・物品・用役管理 ・点検・検査、補修業務 ・施設の保全、清掃

既設最終処分場	運転管理業務	・受入管理業務 ・運転管理体制の整備、運転管理計画の作成、運転管理マニュアルの作成、運転管理記録の作成及び報告・提出 ・搬入管理及び搬入路管理 ・埋立管理及び覆土作業 ・埋立進行に伴う施設整備 ・浸出水処理施設の運転管理 ・最終覆土作業 ・廃止計画書の作成 ・廃止基準への適合
	維持管理業務	・備品・什器・物品・用役管理 ・点検・検査、補修業務 ・施設の保全 ・施設の清掃 ・水質分析、モニタリング井戸の管理
※新設最終処分場	運転管理業務	・受入管理業務 ・運転管理体制の整備、運転管理計画の作成、運転管理マニュアルの作成、運転管理記録の作成及び報告・提出 ・搬入管理及び搬入路管理 ・埋立管理及び覆土作業 ・埋立進行に伴う施設整備 ・浸出水処理施設の運転管理
	維持管理業務	・備品・什器・物品・用役管理 ・点検・検査、補修業務 ・施設の保全、清掃 ・水質分析、モニタリング井戸の管理
その他建築物・関連設備等	維持管理業務	・建築物点検保守業務 ・建築設備維持管理業務 ・その他関連設備等の機能維持

※新設最終処分場については、事業契約締結段階（平成 20 年 9 月下旬予定）で詳細仕様が確定していないため、現時点において想定する業務範囲を示す。なお、本業務範囲に係る業務委託費については、新設最終処分場の詳細仕様が確定した時点（平成 23 年度中）で契約変更を行うことを想定している。

（参考）点検・補修業務の内訳

作業区分			概要	作業内容
点検	予防保全	日常点検	給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。	給油・点検・清掃作業
		定期点検	故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。	巡回点検（日常点検のチェックと指導を併せて実施）
補修		定期点検整備	定期的に点検検査又は取替を行い、突発故障を未然に防止する。	分解点検検査、調整、取替・精度検査
		更正修理（補修）	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う修理をいう）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常点検等で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整
		その他	その他維持補修	柵などの補修

※表中の業務は、プラント設備、建築施設・設備、外構のいずれにも該当する。

3　事業者選定の手続

（1）契約締結までの流れ

募集要項等の公表から事業契約締結に至るまでの流れは、下図のとおりである。

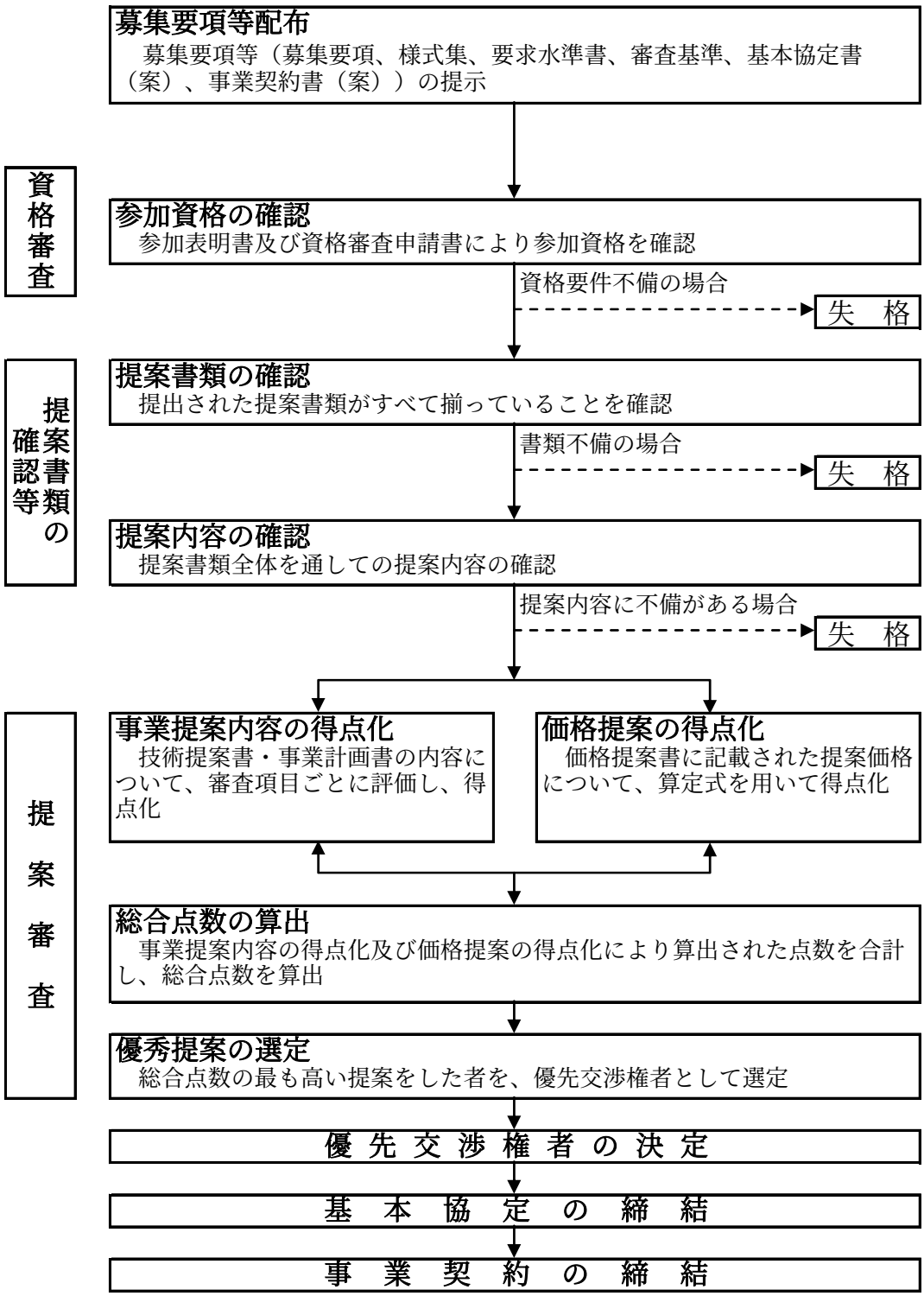

（２）契約締結までのスケジュール

募集要項公表後の契約締結に至るまでの概略のスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程
募集要項等公表	平成 20 年 3 月 10 日
募集要項等に関する質疑の受付	平成 20 年 3 月 10 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
募集要項等に関する質疑への回答	平成 20 年 4 月 14 日ほか随時
資格審査申請書等の受付	平成 20 年 3 月 10 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
資格審査結果の通知	平成 20 年 4 月 14 日
提案書提出	平成 20 年 5 月 9 日
提案書の審査	平成 20 年 5 月 9 日から平成 20 年 6 月中旬まで
優先交渉権者の決定	平成 20 年 6 月中旬
基本協定締結	平成 20 年 6 月中旬
事業契約締結	平成 20 年 9 月下旬

４　応募者の参加資格要件等

応募者は、次の資格要件をすべて満たすものとする。また、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

（１）応募者の構成

ア　応募者は、本件施設の運営維持管理業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業を遂行する上で果たす役割等を明らかにするものとする。

イ　応募グループは、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

ウ　優先交渉権者となった応募者は、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとし、併せて以下に掲げる要件も満たすものとする。

（ア）優先交渉権者となった応募者は、必ず SPC に出資するものとする。

（イ）応募グループが SPC を設立する場合にあっては、応募グループの代表企業は必ず SPC に出資するとともに、出資者のうち最大の出資を行うものとする。

（ウ）構成員である出資者は、本事業が終了するまでの間、SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡その他の一切の処分（担保権等の設定を含む。）を行ってはならない。

エ　応募グループの構成員の変更及び追加は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

オ　応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

カ　同一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

（２）応募者の参加資格要件等

構成企業はすべて次の要件を満たさなければならない。

ア　資格審査申請書提出時において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

イ　資格審査申請書提出時において、八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 17 年 9 月 1 日訓令第 44 号）に基づく指名停止期間中でない者

ウ　最近１年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納していない者

エ　下記の法律の規定による申立て等がなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第１項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。

（ア）商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

（イ）旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て

（ウ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

（エ）旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て

（オ）会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て

（カ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

オ　過去５年以内において、継続して１年以上、以下に示す全ての運転管理実績を１件以上有していること。複数の企業から構成される場合は、構成員のいずれかの実績を有し、かつ、構成員全体として全ての実績を有していること。

（ア）中間処理施設の運転管理実績（修繕業務の実績を含む）

①　廃棄物を対象としたストーカ式ごみ焼却施設

②　廃棄物を対象とした破砕処理施設又は選別処理施設

（イ）廃棄物最終処分場（管理型）の運転管理実績（修繕業務の実績を含む）

①　廃棄物を対象とした埋立処分地施設

②　廃棄物を対象とした浸出水処理施設

カ　技術管理者（一般廃棄物ごみ焼却施設並びに一般廃棄物最終処分場施設を対象とし、各施設の一般廃棄物を管理できること。）の資格を有する者を本事業の事業期間開始までに配置できること。

キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年以上経過している者

ク　本事業に係る市のアドバイザー業務の受託者又は受託者と資本・人事面等において関連がない者。なお、アドバイザー業務の受託者は次のとおりである。
（ア）日本技術開発株式会社
（イ）東京青山・青木・狛法律事務所

（３）資格確認基準日等
ア　「（２）応募者の参加資格要件等」の資格確認基準日は資格審査申請書の提出日とする。
イ　資格確認基準日以降、事業契約締結までに、応募企業又は応募グループの代表企業が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該応募企業又は応募グループは失格とする。
ウ　資格確認基準日以降、事業契約締結までに、応募グループの構成員（代表企業を除く。）が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該応募グループは失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承諾を条件として応募グループの構成員(代表企業を除く。)の変更･追加ができるものとする。

５　募集要項等の配布
募集要項等の配布を以下の要領で行う。

（１）配布期間
平成 20 年 3 月 10 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで

（２）配布時間
午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（３）配布場所
応募者は、次のいずれかにより募集要項等を入手すること。
ア　１４（７）の担当部局での受領
イ　市ホームページからのダウンロード

６　募集要項等に関する質疑
募集要項等に関する質疑の受付・回答を以下のとおり行う。

（１）質疑受付期間
平成 20 年 3 月 10 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで

（２）質疑提出方法
質問内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書【第１号様式】」に記入の上、電子メールでファイル添付により１４（７）の担当部局宛に提出のこと。

（３）質問に対する回答
質問に対する回答は、以下の要領で行う。なお、本事業に直接関係する質問に

対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

ア　回答方法

市ホームページへの掲載により公表する。

イ　回答公表時期

平成 20 年 4 月 14 日（月）（予定）までに行う。なお、下記（ア）～（ウ）の各日時までに受け付けた質疑のうち、回答可能なものについては、平成 20 年 4 月 14 日（月）を待たず、それぞれ順次回答を行う。

（ア）平成 20 年 3 月 14 日（金）

（イ）平成 20 年 3 月 21 日（金）

（ウ）平成 20 年 3 月 28 日（金）

7　資格審査

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。参加資格要件を満たすことが確認された参加者のみ、次段階の提案審査を受けることができるものとする。

（1）資格審査関係書類

応募者は、以下に掲げる資料（以下「資格審査申請書等」という。）を提出し、資格審査を受けるものとする。

ア　「参加表明書」【第３号様式】

イ　「参加者の構成」【第４号様式】

ウ　「資格審査申請書」【第５号様式】

エ　「運営維持管理業務等の実績」【第６号様式】

オ　「委任状（代表企業）」【第７号様式】

（2）資格審査申請書等の提出方法

ア　受付期間

平成 20 年 3 月 10 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで

イ　受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

ウ　受付場所

１４（７）の担当部局

エ　部数等

正 1 部、副 20 部、CD-R 1 セットを提出すること。

（3）資格審査の実施及び確認結果通知

ア　資格審査の実施

市は、応募者から提出された資格審査申請書等が「応募者の資格要件等」に示した要件を満足することについての確認を行う。

イ　資格審査の確認結果通知

資格審査確認結果は、平成 20 年 4 月 14 日（月）までに書面（「資格審査結果通知書」）にて通知する。なお、応募者への通知は、資格審査申請書等の表紙に記載する担当者宛に行う。

（４）その他

提出された資格審査申請書等の返却は行わない。

8　提案審査

資格審査に合格した応募者は、次に従って提案書の審査を受けるものとする。

（１）提案審査関係書類

応募者は、以下に掲げる資料を提出し、提案審査を受けるものとする。

ア　応募書類提出書【第９号様式】
イ　価格提案書【第１０号様式】
ウ　技術提案書・事業計画書【第１１号様式～第１７号様式】
エ　提案書参考資料【第１８号様式】

（２）提案審査関係書類の提出方法

ア　受付期間

平成 20 年 4 月 15 日（火）から平成 20 年 5 月 9 日（金）まで

イ　受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

ウ　受付場所

１４（７）の担当部局

エ　部数等

正 1 部、副 20 部、CD-R 1 セットを提出すること。

（３）提案書類作成要領

提案書類は様式集を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き JIS「A4 判」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。提案書には企業名やロゴマークは一切使用しないこととし、資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を記入すること。

（４）その他

提出された提案審査関係書類の返却は行わない。

9　事業者選定手続き

（１）選定委員会の設置

市は民間事業者の審査・選定を行うため、学識経験者等から構成される「八幡

平市清掃センター等管理運営委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」を設置する。選定委員会委員は次のとおりである。

名　　前	役　職　名
中澤　廣	岩手大学大学院　工学研究科教授
井上　博夫	岩手大学　人文社会科学部教授
山本　健	岩手県立大学　総合政策学部講師
武田　常徳	八幡平市　副市長
小野寺　光正	八幡平市　企画総務部長
大森　力男	八幡平市　生活福祉部長

（２）提案審査

選定委員会は、資格審査を通過した応募者の提案書類について、技術提案書が技術的観点に照らして市の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業期間にわたって本事業を継続的に履行し得る内容であること等の確認を行うものとする。これらの確認を行った上で、総合的な見地から最も優れた提案を行った応募者を選定する。具体的な審査基準については、別添資料 5「審査基準（案)」を参照のこと。

（３）ヒアリングの実施等

資格審査を通過し、提案内容に不備がなく、予定価格を下回った価格提案を行った応募者に対して、平成 20 年 5 月 22 日（木）に提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については、別途通知する。

なお、予定価格を上回ったことにより失格となった応募者に対しても、その旨別途通知する。

（４）優先交渉権者の決定及び公表

市は、選定委員会における審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定し、その結果を公表する。

（５）事業契約の締結等

市は、市議会の債務負担行為の議決を経た後、優先交渉権者と基本協定書を締結する。その後、市と事業者は、契約交渉を経て双方合意の上、事業契約を締結する。ただし、債務負担行為が否決された場合、基本協定の締結、事業契約の締結は行わない。この場合、市は、事業者が本事業の準備に関して支出した費用を負担しない。

１０　応募資格が認められなかった者に対する理由の説明

（１）資格審査結果の理由の説明請求

7 における資格審査の結果、本事業への応募資格が認められなかった応募者は、その理由について市に説明を請求することができる。

（２）説明請求の期日等

（１）の説明を請求する場合には、平成 20 年 4 月 17 日（木）午後 5 時までに１４（７）の担当部局に書面（様式自由）にて提出のこと。

（３）説明請求に対する回答

原則として、説明を請求した者に対する回答は平成 20 年 4 月 22 日（火）までに郵送により行う予定である。

１１　情報提供

（１）本件施設の視察

応募者は、市が必要かつ合理的と認める方法により、本件施設を視察することができる。本件施設の視察を希望する応募者は、「本件施設の視察申込書」【第 2 号様式- 1】を資格審査申請書類提出時に併せて提出すること。

ア　視察日時：平成 20 年 4 月 15 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

イ　集合場所：八幡平市清掃センター2 階会議室

ウ　注意事項：視察人員は 1 応募者につき、5 名までとする。

（２）参考資料の配布及び閲覧

応募者は、「守秘義務に関する誓約書」【第 2 号様式- 2】を提出することを前提として、市が保有する本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の配布を受けること、及び閲覧を行うことができる。

ア　参考資料の配布

下記の参考資料の配布を希望するものは、「守秘義務に関する誓約書」【第 2 号様式- 2】のほか、「参考資料の配布申込書」【第 2 号様式- 3】を提出し、配布を受けること。

■　施設パンフレット
■　施設概要
■　フローシート
■　機器配置図
■　用役量履歴及び維持管理に関する点検、検査、その他の措置の履歴

イ　参考資料の閲覧

下記の参考資料の閲覧を希望するものは、「守秘義務に関する誓約書」【第 2 号様式- 2】のほか、「参考資料の閲覧申込書」【第 2 号様式- 4】を提出し、配布を受けること。

■　竣工関連図書
・竣工図
・取扱説明書

・単体機器取扱説明書
・予備性能・引渡性能試験報告書
・単体機器試験成績書
・確定仕様書
・潤滑油脂調書
・机上教育資料
■　運転管理業務関連図書
・運転データ（DCS 出力帳票）
・予備品、消耗品リスト

（ア）閲覧期間

平成 20 年 4 月 15 日（火）から平成 20 年 4 月 18 日（金）までの午前（午前 9 時～正午）又は午後（午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分）

（イ）閲覧場所

八幡平市清掃センター2 階会議室

（ウ）閲覧に当たっての注意事項

① 閲覧は、午前又は午後の 3 時間を 1 単位とし、1 応募者につき 1 単位を基本とする。ただし、希望する応募者にあっては、合計 2 単位まで申し込むことができる。申し込み状況によっては、市が閲覧スケジュールの調整を行うことがあるので留意すること。

② 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

③ 閲覧に当たっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用を禁止する。

④ 複数の企業による閲覧を希望する場合は、そのうちの 1 社が代表して申し込むこと。

⑤ 参考資料閲覧に参加できる人数は 1 応募者につき 5 名までとする。閲覧に当たっては、応募者の所属企業が確認できる身分証明書等を閲覧参加者各自が持参すること。

１２　応募の無効と辞退

（１）応募の無効

以下のいずれかに該当する場合、応募は無効とする。

ア　参加資格のない者が行った応募
イ　参加資格申請書等に記載された代表企業以外の者が行った応募
ウ　提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った応募
エ　記載事項が不明なもの又は提案書に記名押印のないもの
オ　提案書類が不足しているもの
カ　その他募集要項等において示した応募に関する条件に違反した応募
キ　提案書受付締切日までに提案されない又は到着しない応募

（２）辞退

参加資格者は、いつでも辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「応募辞退届」【第８号様式】を１４（７）の担当部局に持参すること。

１３　事業条件

本事業の実施に係る条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成すること。

（１）事業計画の提案に関する条件

ア　本件施設の使用

事業者は、本事業を実施するために必要な範囲において、本件施設等を無償で使用できるものとする。

イ　市が支払う委託料

（ア）委託料の考え方

市は、事業者に対し事業の対価として委託料を支払う。委託料は固定費（固定費ⅰ、固定費ⅱ、固定費ⅲ）に係る料金と変動費に係る料金で構成され、固定費部分、変動費部分ともに毎月払いとする。

委託料＝固定費部分（固定費ⅰ＋固定費ⅱ＋固定費ⅲ）＋変動費部分（変動費）

※固定費部分：本件施設に係る委託料の各月の固定費部分は、事業者が提案した各年度の固定費（物価変動等による増減額を加算した額）を12で除した金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月で調整する。

※変動費部分：事業実施期間中の各月の各施設への廃棄物の実搬入量等に、事業者が提案した「変動費単価」（物価変動等による増減額を加算した額）を乗じて得られる金額を各月の変動費として支払う。

（イ）提案にあたっての留意事項

①　応募者は、事業期間中の各年度の固定費ⅰ、固定費ⅱ、固定費ⅲの額と、変動費の額及び変動費単価（計画処理量と変動費単価の積が変動費の額となる。）を、各施設等別に提案すること（ただし、新設最終処分場に係る分を除く）。

②　応募者は、事業期間中の各年度の委託料支払の平準化に配慮した提案を行うこと。

種類		概要	項目
固定費	固定費ⅰ	人件費、事務費、負担金、保険料、資源品売却益などの運営に関わる諸費用をいう。	・人件費（常勤、非常勤） ・事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料、賃借料等） ・負担金等（負担金等、公課費等） ・保険等 ・資源品売却益

	固定費ii	運転管理	・測定・分析（焼却施設/排ガスばい煙濃度、ダイオキシン類等、既設最終処分場/放流水・地下水水質など） ・建築設備保守 ・清掃、環境整備、除雪等
	固定費iii	補修費	・定期整備、施設修繕、整備部品、材料等
変動費	変動費	ごみ処理量、埋立処分量等によって変更が生じる用役費をいう。	・電気、燃料、水道、薬品、その他

※ 1 委託料を積算するごみ処理量等は、要求水準書に示す。
※ 2 変動費単価を算出する際のごみ処理量等は、要求水準書に示す。
※ 3 資源品売却益は固定費ｉで見込むこと。

ウ　リスク管理の方針

（ア）基本的考え方

本事業における運転・維持管理の責任は、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、市が責任を負う。

（イ）リスク分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、原則として別紙１「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

エ　保険

（ア）市は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で以下の保険に加入している。

・全国町村会建物災害共済

（イ）事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。

（ウ）事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

オ　資金調達

応募者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る融資確約書等を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

カ　事業者の本社登記

事業者の本社登記は、八幡平市内とすること。

キ　地域経済への配慮

（ア）雇用については、地元及び経験者の採用に配慮すること。

（イ）関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

（ウ）外部委託が必要な場合、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮すること。

ク　業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせては

ならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、地元企業など外部に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

（２）事業の継続が困難となった場合の措置

ア　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（ア）事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、事業契約を解除することができる。

（イ）事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

（ウ）前２号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（ア）市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

（イ）前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ　不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ　その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

（３）市による本事業の実施状況の監視

市は、契約に基づき提供される運転管理等業務の要求水準を確認するため、本事業の実施状況の監視を次のとおり行う。

ア　財務状況

事業者は、市に対し、事業年度終了後２ヶ月以内に、公認会計士等の監査を経た決算報告書の写しを提出するものとする。

事業者は、各事業年度の四半期毎に財務状況報告書を市に提出する。

市は、必要に応じ、事業者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。

イ　業務実施状況

市は、事業者が提出する、運転日誌、業務日報、月次業務報告書及び年次業

務報告書等により、事業者の業務実施状況を監視する。また、市は、施設の運転管理等業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により事業者の業務実施状況の確認を行う。

ウ　業務の改善勧告

市は、事業者が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う委託料を減額することがある。

また、市の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合､委託料の減額ができるほか､契約を解除することができる。

１４　その他

（１）募集要項等の承諾

応募者は、提出書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）費用負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

（３）提出書類の取扱い

ア　著作権

応募に係る提出資料の著作権はそれぞれ応募者に帰属することとするが、公表等の必要がある場合、市は応募者及びその著作権を保有する者に許可を得て公表できるものとする。

イ　提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めない。

ウ　追加提出書類

市は、必要と認めた場合、応募者に対して提出書類を追加的に求めることができる。

（４）市が提示する参考資料の取り扱い

市が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

（５）使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

応募に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本国標準時とする。

（６）通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

（７）本事業の担当部局及び問い合わせ先

本事業の担当部局は次のとおりである。なお、本事業に関する問い合わせは同担当部局で受け付ける。

担当部局：八幡平市清掃センター　担当：米田
住所：〒028-7301　岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地
電話：0195-76-2814
FAX：0195-76-5245
電子メール：naomitsu@city.hachimantai.lg.jp

別紙１

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容		負担者	
				市	受託者
共通	法令変更リスク（税制度含む）	1	本事業に影響を及ぼす法制度・税制度の新設・変更に関するもの	○	
	不可抗力リスク	2	天災・暴動等による事業変更・中止等が生じるリスク	○	△
	物価変更リスク	3	本事業開始後の一定の範囲を超えるインフレ・デフレ	○	△
	募集要項等変更リスク	4	募集要項、要求水準書、その他市が提示した書類、図面、データ等の変更・不備によるもの	○	
	事業中止・遅延リスク	5	市の指示及び債務不履行によるもの	○	
		6	受託者による本事業遂行上必要な許認可取得の遅延、事業放棄、破綻によるもの		○
事業実施段階	住民対応リスク	7	運営・維持管理に関する住民反対運動等に関するもの	○	△
	性能要件未達リスク	8	本事業開始時の本件施設性能の未達	○	
		9	要求水準不適合（設計施工の瑕疵を除く）		○
	受入廃棄物の量・性状の変動リスク	10	受入廃棄物の量・性状の変動に起因するもの	○	
	第三者賠償リスク	11	本事業実施期間中に第三者へ損害を与えた場合の賠償金支払義務の発生に関するもの		○
	事故発生リスク	12	本事業実施期間中における事故の発生に関するもの		○
	環境保全リスク	13	本事業実施期間中における周辺環境への影響に関するもの（既設最終処分場に係るものを除く）		○
		14	本事業実施期間中における周辺環境への影響に関するもの（既設最終処分場に係るものに限る）	○	
		15	14 のうち、受託者の責によるもの		○
事業終了後	性能確保リスク	16	本事業終了時における本件施設の性能確保に関するもの		○

○：主負担、△：一部負担